

令和6年度 登米市教育基本方針 (案)

令和6年●月

登米市教育委員会

令和6年度 登米市教育基本方針

登米市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「第2期登米市の教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）を令和3年度に策定し、本市の目指す姿を定めたほか、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「第2期登米市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

大綱及び基本計画においては、本市の令和7年度までの教育行政の方向性について、3つの基本目標と8の施策の基本方向で構成した教育施策を示しております。

本市の目指す姿の実現に向けて掲げた基本目標を達成するため、施策の基本方向ごとの基本的取組のほか、毎年度の重点的取組を示すことで、教育課題を踏まえた教育施策の実現を図るため、「登米市教育基本方針」を定めるものです。

目指す姿

ふるさと「登米」を愛し、誇りを持ち、未来に向かって道を切り拓く、心身ともに元気で持続可能な社会の担い手となる「登米人」が育っています。

そして、自立・協働・創造する人づくりを基にした教育が展開され、人々の強い絆のもとに、生きがいを持ち、生涯にわたって学び続け、文化や伝統を守り、育む地域社会が形成されています。

基本目標

- 目標1 自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育む
- 目標2 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化や協働の推進を図り、社会全体で子供を守り育て、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくる
- 目標3 私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い地域社会をつくる

施策の基本方向

- 1-1 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成
- 1-2 学ぶ力・自立する力の育成
- 1-3 特別な支援を必要とする子供へのきめ細かな教育の推進
- 2-1 信頼される魅力のある教育環境づくり
- 2-2 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり
- 3-1 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実
- 3-2 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進
- 3-3 文化財保護と文化・芸術活動の充実

豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成

方 向 性

- (1) 児童生徒がたくましく社会を生き抜いていくため、心身の調和のとれた発達を目指し、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- (2) 喫緊の課題であるいじめや不登校等について、関係機関との連携を一層強化するとともに、家庭や地域社会との連携を密にし、きめ細かな生徒指導体制や相談支援体制の充実や居場所づくりによって児童生徒一人一人の状況に寄り添った支援体制の充実を図ります。
- (3) 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供たちの心身の健康の保持増進を図るとともに、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着と学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- (4) 食を通じた心身の健全な育成に向けて、食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。
- (5) 東日本大震災の経験を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した防災意識の向上と災害発生時に主体的に行動できる人材の育成を図ります。
- (6) 災害時の避難所等として役割を果たす学校施設の防災機能の整備を図るとともに、地域と連携した防災・安全体制の確立を目指します。

基本的取組

- 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進
- 2 感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援
- 3 健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援

《令和6年度重点的取組》

2 感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援における

「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」の取組

これまで本市では、暴力行為、いじめ認知件数、不登校児童生徒数等、全国や県の数値と比較しても少ない状態となっていました。しかし、コロナ禍の影響等により、令和3年度以降は長期欠席の児童生徒数が増加し、令和4年度の不登校児童生徒出現率では、小・中学校ともに全国の数値よりも高くなっています。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、次のとおりです。

- 不登校の未然防止につながる「行きたくなる学校づくり」を推進し、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、新たな不登校を生まない取組を継続します。
- けやき教室、心のケアハウス（愛称：さくらの木）の活用を進める啓発活動を継続するとともに、臨床心理士による教育相談活動を進め、悩みを抱える児童生徒、保護者のための心のケアに取り組みます。
- 年2回のhyper-QUの活用を通して、児童生徒一人ひとりの状況を把握し、個々や学級全体に対応することによって協調性のある学級づくりを進めます。

学ぶ力・自立する力の育成

方 向 性

- (1) 児童生徒が「学ぶことに興味・関心を持つこと」、「授業の中で見通しを持って粘り強く取り組むこと」、「自己の学習を振り返って次に繋げる学びをすること」、といった、自ら学んだことを生かそうとする、学びに向かう力、人間性などを育てます。
- (2) 登米市学習スタンダードの活用による授業づくりを推進するとともに、主体的、協働的な学習活動により、思考力・判断力・表現力を育成します。
- (3) 児童生徒が「分かる」喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、自らの可能性を最大限伸ばせるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、創造的な思考力を育て、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を育成します。
- (4) ICTを活用した学びを効果的に取り入れることにより、情報活用能力の育成や、急速に変化する社会への対応力と生き抜くための力を育成します。
- (5) 幼児教育においては、基本的な生活習慣を身に付けるため生活体験等の実体験を通じた幼児教育の充実を図ります。
また、幼児に安全で安心な教育環境を提供するため、施設の適正な配置や施設・設備の維持管理に努めるとともに、子育て支援対策と連動しながら、より質の高い教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の設置に取り組みます。

基本的取組

- 4 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
- 5 幼児教育の充実

《令和6年度重点的取組》

4 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長における

「主体的・対話的で深い学び」につながる、 「より分かる授業づくり」の推進

登米市標準学力調査の結果は、小・中学校ともに全国平均正答率に近づいています。また、市内児童生徒へのアンケートでは、「授業の分かりやすさ」において、「よく分かる・分かる」の回答が9割を超えています。

しかし、すべての児童生徒が分かる喜びや学ぶ楽しさを実感するとともに、基礎的な学力の定着と活用する力の伸長のためには、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業づくりを、さらに推進していく必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 登米市学習スタンダードを活用した授業づくりの進展を継続します。
デジタル教科書等ICTの効果的な活用による児童生徒一人ひとりに応じた学習支援、家庭学習状況の改善、登米市学習スタンダードを活用した授業づくりの研究・公開に取り組みます。また、各学校の協働による授業づくりへの支援等を通して、「より分かる授業づくり」の推進に取り組みます。

特別な支援を必要とする子供へのきめ細かな教育の推進

方 向 性

- (1) 特別な支援が必要な子供の自立や積極的な社会参加を促し、たくましく生きる力を育成するため、障がいの程度や特性に応じた教育課程の編成に取り組みます。
- (2) 特別な支援を要する子供たちが増加している現状から、幼稚園・保育所及び小中学校間や教員間の連携を深め、情報共有を図るとともに、支援体制の充実を図ります。
- (3) 一人一人の確かな成長や発達を促すために、個々の実態や変容を的確に把握するとともに、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図ります。
- (4) 障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持つすべての子供たちの心豊かな生活と共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な状況に応じたきめ細かな教育を展開します。

基本的取組

- 6 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

《令和6年度重点的取組》

- 6 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進における

「幼・小・中・高の連携と、関係機関による情報の共有」の取組

特別な支援を必要とする児童生徒が増加している現状があることから、多様な個性を持つすべての子供たちが心豊かな生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を拡充していく必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 教員が障がいに対する理解を深めながら具体的な支援策を学ぶために、「特別支援教育の理解」に関する研修会を開催します。
- 切れ目のない支援を行うために、幼稚園、保育所、児童館と小中学校が参加する中学校区の連絡会並びに中高連絡会開催の取組を継続し、特別な支援を必要とする児童生徒の情報共有を行います。

信頼される魅力のある教育環境づくり

方 向 性

- (1) 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図るため、高度な教育的実践力のもとより、その基盤となる教育への情熱、子供たちに対する教育的愛情や深い理解、そして社会の変化に適応するための知識及び技能など、教員の能力の総合的な向上を図ります。
- (2) 少子化によって児童生徒数が減少する中で、児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校づくりを目指し、人間関係の固定化など小規模校に起因する教育課題の解決を図るため、中長期的な視点で学校施設の適正規模・適正配置を推進します。
- (3) 児童生徒が、安全な環境で学習するため、老朽化している学校施設の修繕や改修など、計画的な整備に取り組みます。
- (4) ICTの学習環境として、授業における活用はもとより、家庭学習においても活用ができるよう環境整備を図ります。
- (5) 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域に開かれた地域とともにある学校づくりを進めます。

基本的取組

- 7 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- 8 児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備

《令和6年度重点的取組》

8 児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備における

「適正な児童生徒数の確保による 学校教育施設の適正配置の推進」の取組

本市の小中学校では、平成27年11月に策定した登米市立小中学校再編基本方針に定める学校像「児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校」を目指しています。

この学校像の実現のためには、市と連携のもと、複式学級の解消をはじめ学校の適正規模を確保し、将来的な児童生徒数の見通しを踏まえた学習環境の整備を進める必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 登米市立小中学校等再編構想の前期計画地域のうち、東和地域においては、米谷、錦織及び米川の各小学校を統合し、新設する東和小学校の円滑な開校に取り組みます。米山地域の小学校においては、統合に向けた具体的な事項について、引き続き開校準備委員会で協議・検討を進めます。さらに、南方地域については、統合小学校の校舎整備の具現化を図ります。
- 中田、迫地域の小学校再編及び中学校再編については、登米市立小中学校等再編構想に基づくとともに地域の実情をふまえながら、地域の皆様との合意形成に向けて取り組みます。

学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

方向性

- (1) 学校・家庭・地域の協働の取組を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域の連携・協働により、安全で安心して子供を育てる環境づくりを進めます。
- (2) 学校運営への地域住民等の参画を促進して地域の声を学校運営に生かし、地域の実情を踏まえた地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）を進めます。

基本的取組

- 9 地域とともにある学校づくりの推進

《令和6年度重点的取組》

- 9 地域とともにある学校づくりの推進における

「コミュニティ・スクールの推進」の取組

市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなって5年が経過しました。最も早く取り組んだところでは10年を経過し、コミュニティ・スクールとして次の段階に入っており、各地区とも実態に応じた、地域とともにある学校づくりが進められています。

各学校の課題を解決し、今後の方向性を定めるために熟議内容を充実させるとともに、学校・保護者・地域における協働の取組を推進する必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- コミュニティ・スクール連絡会の中で、先進的な取組の事例発表を行うとともに、各コミュニティ・スクールの取組や熟議内容について情報交換を行うことで、より質の高い地域とともにある学校づくりの支援に取り組めます。

心豊かな生活に向けた生涯学習の充実

方 向 性

- (1) 市民一人一人が、ライフスタイルに合わせて学習機会を選び、学習できるよう、生涯学習に係る学習情報の収集と提供に努め、総合的な生涯学習推進を図ります。
- (2) 市民ニーズの多様化・高度化に対応した取組や社会の変化に対応した学習機会や情報を提供します。
- (3) シニア世代の指導者の育成や、学習活動に取り組む市民の掘り起こしのほか、意欲的な市民がボランティア等で活躍できるように支援します。
- (4) 子供の心身の成長のため、ジュニア・リーダーの育成や、青少年健全育成活動を支援します。
- (5) 指定管理制度による公民館等の運営を継続し、効率的な管理運営と計画的な施設修繕のほか、新たな図書館の整備を検討します。

基本的取組

- 10 生涯学習機会の提供と人材育成の支援
- 11 生涯学習を支援する環境づくりの推進

《令和6年度重点的取組》

11 生涯学習を支援する環境づくりの推進における

「新たな図書館の整備」の取組

令和4年度に実施したアンケート調査や市民ワークショップのほか、5年度に実施したパブリックコメントでいただいたご意見を参考に、令和5年10月に登米市図書館構想の改定を行っています。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 改定した登米市図書館構想では、新図書館の基本理念を「登米市の未来を創る学びと交流の拠点」としていることから、新図書館が市民の誰もが利用しやすい施設となるよう、(仮称)地域交流センター整備との整合を図りながら、機能やサービスの充実に向けた具体的な検討を進めてまいります。

地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進

方向性

- (1) 地域からのスポーツ活動を通じて、本市の子供、成人の肥満傾向の改善、心身の健康と体力・運動能力の向上を図るとともに、交流促進による健康で活力に満ちたコミュニティづくりを推進します。
- (2) 明るく豊かで活力に満ちたまちづくり、人づくりに向けて、生涯を通じたスポーツ活動を支援、推奨します。
- (3) 子供からシニア世代に至るまで、スポーツ活動の価値、必要性が広く市民に浸透し、スポーツが日常生活に取り入れられるよう、スポーツ団体の活動を支援し、誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、楽しみ、支える環境づくりに取り組みます。
- (4) 子供の健全な成長を育むスポーツ少年団活動を推奨するとともに、競技力と指導力の向上を図るため、登米市体育協会や登米市スポーツ少年団本部による指導者養成の活動を支援し、競技者の競技力の向上と指導者の資質の向上を図ります。
- (5) 活動の拠点となるスポーツ施設の多くは経年劣化が進行していることから、長寿命化に向けて優先度を考慮した維持修繕をはじめ、整備、集約化等、効率的な管理運営に向けた適正配置の検討を進めます。

基本的取組

- 12 子供の健全育成に向けたスポーツ活動の推進
- 13 生涯にわたる健康づくりと競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進
- 14 スポーツ活動の充実にに向けた環境づくりの推進

《令和6年度重点的取組》

12 子供の健全育成に向けたスポーツ活動の推進における

「子供の体力・運動能力の向上」の取組

市内小中学校の全学年とも、肥満傾向児の割合が国及び県平均を上回っており、体力・運動能力の低下が懸念されることから、更なるスポーツ活動への誘導を支援していく必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 子供たちがスポーツを始めるきっかけづくりのため、「あすチャレ！スクール」事業を開催し、パラアスリートとの交流により夢や目標を持つ力を育むとともに、未体験のスポーツに触れることで、体を動かすことへの興味や関心につながるよう取り組みます。また、「元気とめ！！スポーツ大会」を誰でも簡単にできるニュースポーツの大会と位置づけ、スポーツを「好きになる、始める」きっかけとなるよう取り組みます。
- 部活動の地域移行に向け、部活動地域移行等検討委員会での検討を踏まえ、学校、地域のスポーツ少年団や競技団体、指導者等と連携しながら体制整備を行い、地域の実情に応じた地域移行を推進します。

文化財保護と文化・芸術活動の充実

方 向 性

- (1) 本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐための保護・保存を行うとともに、広く情報を発信し、文化・芸術及び文化財の観光資源としての活用に取り組みます。
- (2) 市民のだれもが文化・芸術に広く関わるができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会の提供を推進します。
- (3) 豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、地域に伝わる伝統芸能や文化の継承についても、関係団体や市民との協働により保存・継承に取り組みます。

基本的取組

- 15 文化・芸術の鑑賞や発表の機会の充実と支援
- 16 文化財の保存・継承と活用の推進

《令和6年度重点的取組》

16 文化財の保存・継承と活用の推進における

「文化財の調査研究と保存活用」の取組

文化財の展示保管拠点施設である歴史博物館及び登米懐古館等において、歴史資料等の保存・公開に努めています。

歴史資料館の施設や備品等については、経年劣化が進んでいることから、計画的な改修等を行っていく必要があります。

少子高齢化による担い手不足や発表機会の減少などにより、地域伝承文化の継承が難しくなっていることから、市の貴重な財産である地域独自の伝統を次世代へ伝承する取組を支援していく必要があります。

令和6年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- 文化財の保護・保存及び活用のため、歴史資料館等の維持修繕に取り組むとともに、本市に伝わる貴重な歴史資料等の調査研究と公開に努めるなど、地域の歴史文化に対する理解の向上に取り組みます。
- 地域伝承文化振興方策に基づき、民俗芸能団体等への支援を継続するとともに、小中学校などでの体験指導の機会を増やすなど、担い手の育成へつながる取組を進めてまいります。